

健康運動指導者普及啓発業務仕様書

1. 業務の目的

公益財団法人 健康・体力づくり事業財団（以下「財団」という。）では、昭和 63 年度から健康運動指導士、平成元年度から健康運動実践指導者の養成事業（資格付与）を実施してきており、平成 30 年 5 月 1 日現在の登録者数は、健康運動指導士が 17,842 人、健康運動実践指導者が 20,692 人となっている。健康運動指導士は「個々人の心身に応じた、安全で効果的な運動を習慣化するための運動プログラムの作成及び指導を担う者」、健康運動実践指導者は「積極的な健康づくりを目的とした運動を安全かつ効果的に実践指導できる能力を有する者で、健康づくりのための運動の専門的知識を有し、自ら見本を示せる実技能力と特に集団に対する運動指導技術に長けた者」と位置付けている。両資格とも、講習会を修了した者、あるいは財団認定の養成校（大学、専修学校等）を修了した者が、認定試験合格をもって資格付与（登録）されるものとなっている。

本業務は、健康運動指導士及び健康運動実践指導者についての普及啓発を図り、もって、両資格者による国民の健康・体力づくりの推進に資することを目的とする。

2. 業務の概要

高齢社会にあつて健康寿命の延伸が大きな課題となつてきている中で、健康づくりのための運動指導を担う健康運動指導士及び健康運動実践指導者の役割の重要性は高まつてきている一方で、人口減少等も相まつて受講者数及び受験者数に頭打ち感があり、また、資格取得者の登録更新率も必ずしも高くないのが現状である。このため、様々な広報媒体を活用して、

- （1）受験者の増加に資するための普及啓発
 - （2）資格取得者の活動の場の拡大に資する普及啓発
 - （3）社会的な認知度の向上に資するための普及啓発
- を実施する。

3. 業務の具体的内容

「4. 訴求対象」のうち（1）、（2）及び（7）、並びに（3）から（6）のうち2つ以上の訴求対象を選定し、それぞれの訴求対象別の訴求メッセージ、効果的な広報手法（ポスター、チラシ、ビデオ作成、雑誌掲載、新聞掲載、冊子作成、イベント開催、テレビ広告等々）により、平成 30 年度及び平成 31 年度の 2 カ年で健康運動指導士及び健康運動実践指導者についての普及啓発を実施する。

なお、当該実行にあつては、必要に応じて、広報環境調査（訴求対象へのアンケート、インタビュー等による調査分析）を実施したうえで訴求メッセージ等の内容を確定していくものとする。

4. 訴求対象

注 この項において、「健康運動指導士等」とは、「健康運動指導士及び健康運動実践指導者」であること。

(1) 体育・スポーツ系高校(60校程度)及び養成校付属校をはじめとする高校の生徒

高校生が健康運動指導士等の資格を取得するためには、健康運動指導士養成校（体育系の大学）あるいは健康運動実践指導者養成校（体育系の大学、短大、専門学校）に入学し、運動等に関する様々な資格取得が可能な中で健康運動指導士等のコースを選択し指定した科目を履修していく必要があるが、養成校からの受験者数は必ずしも多くないのが実情である。

これは、高校時代あるいは養成校入学時点において、競技系のインストラクター等の資格と異なり健康運動指導士等の認知度が低いと推測される。

このため、養成校に入学する可能性の高い体育・スポーツ系高校及び養成校の付属高校をはじめとする高校の生徒に対し、健康運動指導士等の資格の紹介及び今後の社会環境の中で求められる人材であること等について啓発する。

(2) 管理栄養士、保健師の資格を有する者

健康運動指導士のうち約34%は、管理栄養士及び保健師の資格を有している者となっている。

これは、勤務する職場等において運動に関する知識を併せもつことがより効果的な指導が行える、あるいは求められているからと推測される。

このため、管理栄養士及び保健師の資格を有する者に対して、健康運動指導士という資格の紹介及び運動の知識を併せもつことの有用性等について啓発する。

(3) 老人介護・保健・福祉施設の運営管理者

老人介護・保健・福祉施設に勤務している健康運動指導士は約6.4%、健康運動実践指導者は約7.6%と活動の場として大きな割合となっている。これは、各施設において高齢者の体力維持・向上等のための運動指導を行うにあたって、様態に応じた運動プログラムの作成ができ実践指導ができる健康運動指導士等が求められていることが推測される。

このため、これらの施設での活動の場の更なる拡大を図る観点から、当該施設の運営管理者に対し、健康運動指導士等の資格の紹介及び運動指導における積極的活用等について啓発する。

(4) 医師、医療機関の管理者

診療所、病院等に勤務している健康運動指導士は約16.2%、健康運動実践指導者は約9.7%となっており運動施設に次ぐ割合となっている。また、医療法人は、医療法第42条の規定に基づき「疾病予防のために有酸素運動を行わせる施設」（以下「医療法42条施設」という。）を設置することができ、これらの施設は160施設程度あると見込まれ健康運動指導士が必置となっている。診療所、病院、医療法42条施設は、今後の高齢社会の進展等に伴って健康運動指導士等にとって一層の活躍の場となり得、かつ、その活躍が期待される場所である。

このため、医師、医療機関の管理者に対して、健康運動指導士等の紹介、積極的活用等連携の在り方について啓発を図り、活動の場の拡大に資する。

(5) 「健康経営優良法人」をはじめとする企業

近年、企業が従業員の健康に配慮することによって経営面においても大きな期待ができる、との基盤にたつて、健康管理を経営的視点から考え戦略的に実践していく「健康経営」という考え方が広がりつつある。この推進のためには、長時間労働等の職場改善とともに、自己の健康管理の観点から「運動」が重要な要素であり、その取組の中で企業と健康運動指導士等の関わり（活用、雇用）を将来的に伸ばしていくことが可能であると考えられる。

このため、特に、経済産業省が認定する「健康経営優良法人」（330 企業）をはじめとする企業（商工会議所）に対して、健康運動指導士等の紹介及び企業内での活用等に関して啓発を行う。

(6) 健康保険組合及び健診機関

健康保険組合は、健康診査の結果、支援が必要と認められる者に対して生活習慣改善のための支援等の保健指導を行うことが求められており、運動に関する指導には健康運動指導士がその一翼を担うことが位置づけられている。一方で、専門職としての健康運動指導士の就業は多くないのが実情である。

このため、健康保険組合（1389 組合）及び健診機関（日本総合健診医学会の優良認定施設：239 施設、日本人間ドック学会の認定施設：351 施設等）に対して、健康運動指導士等の紹介及び積極的活用に関して啓発を行う。

(7) 一般国民

健康運動指導士等は国家資格ではなく、また、業務独占の資格ではないことから、現に健康運動指導士等に指導を受けている人も含め一般国民の中での認知度はほとんどないのが現状である。このため、健康運動指導士等の認知の向上を図り、もって、資格取得者のモチベーションアップ、社会的地位の向上等に資するために、一般国民に対して健康運動指導士等の紹介、今後の社会環境の中で求められる資格であること等について啓発を行う。

5. 契約期間

契約日（平成 30 年 10 月中旬～11 月初旬を予定）～平成 32 年 3 月 31 日

6. 本件業務に係る契約上限額

36,000 千円(消費税込)

○年度別の支出上限額：平成 30 年度 12,000 千円（消費税込）

平成 31 年度 24,000 千円（消費税込）

7. 業務の遂行にあたって

本件業務の具体的な遂行にあたっては、その都度、当財団と十分に連絡調整を図りながら実施していくこととし、この過程において、当財団から内容等について指示あった場合については、特段のことがない限り、これを遵守することとする。

また、当財団から実施状況報告等を求めた場合には、これに応ずること。

8. 報告書の提出

各年度に実施した業務に係る実施報告書を冊子として取りまとめ、各年度の業務終了後速やかに提出すること。

9. 契約について

平成 30 年 8 月 3 日付当財団公示による企画競争の結果、契約候補者となった場合、双方で契約内容を確認し当該公示の 8 の（1）のイにより提出された見積額により契約を締結する。

以 上